

居宅介護（予防）支援重要事項説明書

1. 指定居宅介護（予防）支援事業所 「東久留米白十字訪問看護ステーション」の概要

(1) 居宅介護（予防）支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

〈事業所名〉 東久留米白十字訪問看護ステーション

〈所在地〉 東京都東久留米市本町 2-2-5 本町ビル 1F A 号

〈介護保険指定番号〉 1 3 7 4 8 0 0 9 1 8

〈サービス提供地域〉 東久留米市・清瀬市・練馬区・西東京市・新座市

〈関連事業〉 白十字訪問看護ステーション（東京都市ヶ谷）

訪問看護・訪問介護・居宅介護（予防）支援・NPO ボランティア

(2) 営業時間

月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 6 時

休業日：土・日・祝日・年末年始（12 月 29 日～1 月 4 日）

(3) 当事業所の職員体制

〈管理者〉 常勤 1 名 事業所管理全般及び居宅介護（予防）支援事業所管理を兼務

〈介護支援専門員〉 常勤 1 名もしくはそれ以上 居宅介護（予防）支援（ケアプラン作成）

2. 当事業所の居宅介護（予防）支援内容

(1) 運営方針

- ① 事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況・その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の立場にたって支援します。
- ② 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう、複数の当該地域における指定居宅サービス事業者のサービス内容や利用料金等の情報を提供し、中立公平な立場でサービスを調整します。当事業所の作成したケアプランにおける訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の利用状況については、別紙 1 にて説明します。
- ③ 事業の実施にあたっては、行政等の公的機関・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(2) 介護支援専門員の業務内容

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、生活上の課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅（介護予防）サービス計画を作成します。
- ② 毎月、利用者の状況を把握し、必要に応じて、サービス事業者との連絡調整等を行います。
- ② 利用者が介護保険施設への入所等を希望される場合は、介護保険施設の紹介、その他の情報を提供します。

3. 利用料金

要介護（要支援）認定を受けられた方に関しては、自己負担はありません。ただし、利用者の保険料滞納等により、保険給付金が事業所に支払われない場合、要介護（要支援）度等の区分に応じて算定された費用を利用者にお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日、保険者の窓口に提出することにより、払い戻しを受けられる場合があります。

(1) 居宅介護（予防）支援基本報酬 及び その他加算については別紙記載

(2) 交通費

サービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方には、介護支援専門員が訪問する際の交通費を請求させていただきます。

- ・事務所から 5 キロまで：300 円／往復
- ・事務所から 5 キロ以上：1 キロ増すごとに 100 円加算／往復

4. サービスの終了

(1) 利用者の都合でサービスを終了する場合はお申し出下さい。

(2) 人員不足等やむを得ない事情により、当事業者の都合でサービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、1 か月前までに利用者に通知すると共に、他の居宅介護（予防）支援事業者を紹介します。

(3) 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスが終了します。

- ・利用者が介護保険施設等に入所する場合、または小規模多機能型居宅介護等を利用される場合。
- ・利用者が亡くなられた場合。

(4) その他

利用者または家族が、当事業所や当事業所の介護支援専門員に対し、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

5. 事故発生時の対応

(1) サービス提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者のご家族、当該利用者に係る居宅サービス事業者に連絡すると同時に、必要な措置を講じます。

(2) サービス提供により、賠償すべき事故が生じた場合には、速やかに損害賠償を行います。

6. 個人情報の取り扱いについては、別紙 2 によりご説明します。

7. 虐待の防止について

(1) 利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知しています。
- ・虐待の防止のための指針を整備しています。

- ・従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。
- ・虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

虐待の防止に関する担当者 (管理者・中島朋子)

(2) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを区市町村に通報します。

(3) 虐待通報の窓口

- ・当事業所

〈担当窓口〉 東久留米白十字訪問看護ステーション

〈管理者〉 中島朋子

〈電話〉 042-420-1132

- ・東久留米市

〈担当窓口〉 介護福祉課

〈電話〉 042-470-7750 (直通)

平日 受付時間：8:30～17:00

(土・日・祝日、国民の休日、年末年始を除く)

8. サービス内容等に関する相談

(1) 当事業所の相談・苦情担当窓口

当事業所の居宅介護(予防)支援に関する相談・苦情および、居宅(介護予防)サービス計画に基づき、提供している

各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

〈担当窓口〉 東久留米白十字訪問看護ステーション

〈管理者〉 中島朋子

〈電話〉 042-420-1132

(2) 当事業所以外に、下記の窓口にご相談することができます。

東久留米市 福祉保健部介護福祉課 電話 042-470-7750

西東京市 高齢者支援課 電話：042-464-1311

清瀬市 介護保険課 電話：042-497-2080

新座市 いきいき健康部 介護保険課 電話：042-477-1111(代)

練馬区 高齢施策担当部 介護保険課 電話：03-3993-1111(代)

東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 電話 03-6238-0177